○令和元年総務省告示第二百六十六号（電気通信事業法第五十二条第一項に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が別に告示する技術基準を定める件）

（令和元年十一月二十日）

（総務省告示第二百六十六号）

改正　令和　二年　八月　六日総務省告示第二三九号

同　　二年一二月一〇日同　　　　第三八〇号

同　　四年　九月　五日同　　　　第三〇六号

同　　五年一二月二二日同　　　　第四三一号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第三十二条第一項第八号の規定に基づき、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第五十二条第一項に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が別に告示する技術基準を次のように定め、電波法の一部を改正する法律（令和元年法律第六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十一月二十日）から施行する。

一　国際電気通信連合無線通信部門の勧告M.1450―５に定める技術基準及び米国電気電子学会が定める規格のうち、次のいずれかのもの

１　IEEE802.11b

２　IEEE802.11a

３　IEEE802.11g

４　IEEE802.11n

５　IEEE802.11ac

６　IEEE802.11ad

二　Bluetooth SIGが定める規格のうち、Bluetooth Core Specification Version ２.１以降

三　米国電気電子学会が定める規格のうち、次のいずれかのもの

１　IEEE802.11ah

２　IEEE802.11ax

３　IEEE802.11be

４　IEEE802.15.４

５　IEEE802.15.４g

四　一般社団法人電波産業会が定める規格のうち、次のいずれかのもの

１　ARIB　STD―T101

２　ARIB　STD―T107

３　ARIB　STD―T108

五　LoRa Allianceが定める規格のうち、LoRaWAN AS923

六　Sigfox S.A.が定める規格のうち、Sigfox RC３

七　国際電気通信連合電気通信標準化部門の勧告G.9959に定める技術基準

八　XGPフォーラムが定める規格のうち、A―GN６.00

九　欧州電気通信標準化機構が定める規格のうち、ETSI TS 103 357 Lfour family

附　則　（令和二年八月六日総務省告示第二三九号）

１　この告示は、公布の日から施行する。

２　米国電気電子学会において、IEEE802.11axが成立するまでの間、第三項第一号中「IEEE802.11ax」を「IEEE802.11ax（Draft １.０以降）」と読み替えて適用する。

　　　附　則　（令和五年一二月二二日総務省告示第四三一号）

　（施行期日）

１　この告示は、公布の日から施行する。

　（経過措置）

２　この告示の施行の日から米国電気電子学会においてIEEE802.11beが成立するまでの間における令和元年総務省告示第二百六十六号第三項の規定の適用については、同項第三号中「IEEE802.11be」とあるのは、「IEEE802.11be（Draft 3.0以降）」とする。